

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月8日
【会社名】	株式会社光通信
【英訳名】	HIKARI TSUSHIN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉村 剛史
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【電話番号】	03 - 5951 - 3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【電話番号】	03 - 5951 - 3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年7月8日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社であるSGS株式会社（以下「SGS」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式交換の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	SGS株式会社
本店の所在地	東京都豊島区西池袋二丁目41番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 堤 幸治
資本金の額	90万円
純資産の額	895万円
総資産の額	1,925万円
事業の内容	飲食店向けソリューションサービス 他

(2) 最近3年間に終了した各事業部の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(百万円)	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	4,941	5,885	4,340
営業利益	168	18	112
経常利益又	171	18	183
当期純利益又は当期純損失()	98	514	132

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
e まちタウン株式会社	72.43%
SBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合	11.76%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はSGSの発行済株式総数(61,239株)の75.69%に相当する46,353株(間接保有分45,353株を含みます。)を保有しております。
人的関係	SGSの取締役3名、監査役1名が光通信に在籍しております。
取引関係	当社とSGSの間には、記載すべき取引関係はありません。

2. 本株式交換の目的

SGSは、全国の飲食店向けに、「通信インフラ・技術」と「集客・宣伝の専門知識」を活用したサービスを展開しており、集客支援・販売促進から予約システム、売上管理ソリューションなどを提供しております。SGSを当社の完全子会社とすることにより、当社グループが行う法人向けシステムソリューション事業において、経営資源や人材をより効率的に運営することが可能となり、今後、同事業の一層の強化ならびに当社グループの収益力の拡大に寄与するものと考えております。

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、SGSを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

SGS株式1株に対して、当社株式8.897株を割当て交付します。ただし、光通信が保有するSGS株式については、本株式交換による株式の割当は行いません。

また、当社は、本株式交換により交付する当社株式には当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

(3) 株式交換契約の内容

当社、SGSとの間で平成25年7月8日付で締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社光通信（東京都豊島区西池袋一丁目4番10号；以下「甲」という。）及びSGS株式会社（東京都豊島区西池袋二丁目41番8号、以下「乙」という。）とは、甲を完全親会社、乙を完全子会社とする株式交換に関し、次のとおり契約を締結する（以下「本契約」という。）。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、株式交換（以下「本株式交換」という。）により、乙の発行済株式の全部を甲に取得させることにつき合意する。

第2条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成25年9月2日とする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

第3条（株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主（甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の株式の合計数に8.897を乗じた甲の普通株式を交付するものとする。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式8.897株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

第4条（甲の資本金及び資本準備金等）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 金0円
- (3) 利益準備金 金0円
- (4) その他資本剰余金 会社計算規則に定める株主資本等変動額から(1)及び(2)の合計額を控除した金額

第5条（株式交換承認総会）

乙は、平成25年7月29日に株主総会を招集し、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。なお、甲は、会社法第796条第3項の定めにより、甲の株主総会における本契約に関する承認を要しない。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後から本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ義務を遂行し、且つ、一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行するものとする。

第7条（株式交換の変更及び解除）

本契約締結の日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの資産もしくは経営状態に重要な変更を生じたときは、甲乙協議の上、株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第8条（株式交換の失効）

本契約は、第5条に定める乙の株主総会の承認又は法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第9条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

4. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換における交換比率の算定については、その公正性および妥当性を確保するため、第三者機関に算定を依頼しました。第三者機関は、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し市場株価法により、S G Sの株式価値についてはS G S株式が未上場であることならびに当社の子会社であることを勘案した上で、純資産法およびD C F法による折衷法を採用し、株式価値の算定を行っております。当社の株式価値については、平成25年7月5日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値ならびに算定基準日までの直近1ヵ月、3ヵ月および6ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。

以上